

令和 7 年度

事 業 報 告 書

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

一般社団法人 地方公務員共済組合協議会

# 目 次

|     |                            |       |
|-----|----------------------------|-------|
| I   | 法人の概況                      | - 1 - |
| 1   | 設立年月日                      | - 1 - |
| 2   | 社団法人から一般社団法人へ移行            | - 1 - |
| 3   | 定款に定める目的                   | - 1 - |
| 4   | 定款に定める事業内容                 | - 1 - |
| 5   | 会員の状況                      | - 1 - |
| 6   | 役員の状況                      | - 1 - |
| 7   | 職員に関する事項（令和8年3月31日現在）      | - 2 - |
| II  | 事業の概況                      | - 2 - |
| 1   | 令和7年度の事業期間                 | - 2 - |
| 2   | 事業の実施状況                    | - 2 - |
| (1) | 保険者による健診・保健指導等に関する検討会      | - 2 - |
| (2) | 保険者協議会中央連絡会                | - 2 - |
| (3) | 各共済組合からの委任により行う契約事務等       | - 3 - |
| (4) | 情報提供・研修会の開催等               | - 4 - |
| (5) | 年金試算電子交付サービス提供事業           | - 5 - |
| 3   | 理事会・総会の開催状況                | - 6 - |
| III | 今後の課題                      | - 6 - |
| 1   | 特定健診・保健指導関係                | - 6 - |
| 2   | 年金試算電子交付サービス提供事業           | - 7 - |
| 3   | 医療保険制度改正法について              | - 7 - |
| 4   | 柔道整復療養費受領委任に係るシステム改修に向けた検討 | - 7 - |
| IV  | 事業報告の附属明細書                 | - 7 - |

# 令和 7 年度事業報告書

## I 法人の概況

### 1 設立年月日

昭和 6 2 年 2 月 2 0 日（旧民法第 3 4 条に基づく公益法人の社団法人として、内閣総理大臣・文部大臣・自治大臣の設立認可により設立された。）

### 2 社団法人から一般社団法人へ移行

平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日付で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 4 5 条の規定に基づき、内閣総理大臣より「一般社団法人」としての認可を受けて同年 1 1 月 1 日に名称を変更し、一般社団法人へ移行した。

### 3 定款に定める目的

一般社団法人地方公務員共済組合協議会（以下「協議会」という。）は、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）の規定に基づいて設立された地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「共済組合」という。）の行う事業の健全な運営を図るとともに、共済組合の制度及び事業に関する調査、研究、情報の収集、関係機関との連絡調整、年金受給者等に対する広報活動等を行うことにより、年金受給者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 4 定款に定める事業内容

- (1) 社会保障制度に関する調査研究、共済組合の制度及び事業に関する調査研究のために設置する業務調査部会に係る運営
- (2) 共済組合の制度及び事業に関する情報の収集及び連絡並びに資料の配付
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 共済制度に関わる研修及び人材の育成
- (5) 年金受給者等に対する情報提供、広報活動等
- (6) その他その目的達成に必要な事業

### 5 会員の状況

令和 8 年 3 月 3 1 日現在の正会員及び賛助会員数は、以下のとおりである（別紙 1 参照）。

- |           |     |          |
|-----------|-----|----------|
| (1) 正 会 員 | 6   | 共 済 組 合  |
| (2) 賛助会員  | 8 1 | 社（金融機関等） |

### 6 役員の状況

令和 8 年 3 月 3 1 日現在における役員は、別紙 2 のとおりである。

## 7 職員に関する事項（令和8年3月31日現在）

- (1) 事務局長 1名
- (2) 派遣職員 2名（令和8年3月16日から同月31日までの間は3名）
- (3) 従事職員 4名（地方公務員共済組合連合会と「地方公務員共済制度に係る事業に関する協定書」を締結し、同連合会総務部企画課職員のうち協力職員として協議会の事務に従事している職員）

## II 事業の概況

### 1 令和7年度の事業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間である。

### 2 事業の実施状況

#### (1) 保険者による健診・保健指導等に関する検討会

医療保険者の代表者等が委員となり、特定健康診査・特定保健指導のより円滑な実施を推進し、保健事業の取組の強化を図るため、厚生労働省主催の会議が開催されている。共済組合では、協議会が会議に出席しており、会議状況や資料等を各共済組合に情報提供している。

なお、開催状況は、次のとおりである。

##### 【会議の開催状況】

| No | 年月日                | 回数   | 議題                                                                |
|----|--------------------|------|-------------------------------------------------------------------|
| 1  | R8.3.25<br>オンライン開催 | 第47回 | 1 後期高齢者支援金の加算・減算制度 第4期後半見直しについて<br>2 個人インセンティブの取組に係るガイドラインの改正について |

#### (2) 保険者協議会中央連絡会

各都道府県に設置された保険者協議会の連携協力を促進することを通じて、被保険者等の健康の増進及び医療費適正化の推進を図り、医療保険制度の安定的運営に寄与することを目的として設置され、健保組合等の保険者団体が委員となり、必要に応じて会議が開催されている。共済組合では、協議会が会議に出席しており、会議状況や資料等を各共済組合へ情報提供している。

なお、開催状況は、次のとおりである。

##### 【会議の開催状況】

| No | 年月日                | 回数   | 議題                                                                                                                                                                    |
|----|--------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | R8.3.23<br>オンライン開催 | 第41回 | 1 厚生労働省からの説明<br>① 保険者協議会に関する事項<br>② 第4期医療費適正化計画の見直し<br>③ 個人インセンティブの取組に関するガイドラインの見直し<br>④ 新たな地域医療構想、医師偏在対策について<br>2 参加団体からの報告事項<br>① 「市町村国保と協会けんぽが共同して進める健康づくり事業」進捗報告等 |

**(3) 各共済組合からの委任により行う契約事務等**

各共済組合から委任を受けて締結している各種契約等について、一部改定、契約更新等を行った。

当該契約の内容は、次のとおりである。

**① 社会保険診療報酬支払基金との医療費支払契約等**

ア 診療報酬審査支払及び出産費審査支払並びに特定健診等費用決済関係で社会保険診療報酬支払基金と締結している診療報酬審査支払等に関する契約等に関連して、次の a) から d) について、契約の一部改定を行った。

これによる一部改定については、納入、請求、支払期日の改定など毎年行っている。

- a) 診療報酬の審査支払に関する契約
- b) レセプト電子データ提供に関する契約
- c) 特定健康診査及び特定保健指導の費用の決済等に関する契約
- d) 出産費等の支払に関する契約

イ 中間サーバー関係

マイナンバー制度による中間サーバーを利用した情報連携事務及びオンライン資格確認等事務並びに支払基金電子処方箋管理業務に関して、契約の一部改定を行った。

**② 公益社団法人国民健康保険中央会との出産費の支払に関する契約等**

「地方公務員等共済組合法第63条第2項の規定に基づく出産費の支払に関する契約書」第2条に規定する別に定める収納日について連絡を受けた。

なお、第3条に規定する事務費等についての改定はなかった。

**③ 特定健康診査・特定保健指導に係る委任契約に関する集合契約等**

保険者団体と実施機関の全国組織との集合契約（パターンA（全国単位））の締結、市町村国保ベースを利用した集合契約（パターンB（都道府県単位））の締結に向けて各都道府県代表保険者へ提出する委任状の取りまとめ等を実施した。

**④ 柔道整復師の施術に係る療養費等の受領委任契約**

公益社団法人日本柔道整復師会会員以外の柔道整復師の施術に係る療養費について、各共済組合に代わり柔道整復師との間に受領委任契約を締結している。

なお、令和7年度の柔道整復師との受領委任契約の件数は、620件で、延べ、30,519件となった。

#### (4) 情報提供・研修会の開催等

共済組合制度、医療保険制度を中心とした社会保障制度及び資金運用に関する事項について、正会員及び賛助会員を対象に、次の情報提供及び研修会を開催した。

##### ① 協議会情報の提供

地方公務員共済組合連合会の刊行物等を送付した。

地方公務員共済組合連合会の広報誌「連合会だより（PAL）」等の各種資料を賛助会員等へ提供した。

##### ② 研修会等の開催

###### ア 賛助会員懇話会

主に賛助会員を対象に、著名な外部講師による講演会等を行い、見識を深めてもらうことを目的として開催した。

○日 時：令和7年9月29日（月）

○開催場所：全国都市会館及びホテルルポール麹町

○講演内容

###### ・第1部

講 師：渡辺 博史 氏

（東京成徳大学客員教授、前公益財団法人 国際通貨研究所理事長）

演 題：「今、世界では何が起きているのか」

###### ・第2部

意見交換会

○参 加 者：約200名

###### イ 共済資金運用セミナー

主に賛助会員の資金運用担当者を対象に、地方公務員共済組合連合会資金運用担当理事及び金融・経済の専門家等による最新の金融・経済をテーマにした講演会等を行い、共済年金資金運用の重要性について理解を深めることを目的として開催した。

○日 時：令和8年2月24日（火）

○開催場所：ホテルグランドアーク半蔵門

○講演内容

###### ・第1部

講 師：伊藤 正志 氏（地方公務員共済組合連合会 理事）

演 題：「地方公務員共済組合連合会の資金運用の現状について」

###### ・第2部

講 師：齋木 昭隆 氏

（公益財団法人 中東調査会理事長、元外務事務次官）

演 題：「日本が直面する外交の諸課題」

###### ・第3部

意見交換会

○参 加 者：約200名

## ウ 年金・社会保障制度研究セミナー

正会員である共済組合の幹部職員を対象に、年金制度、共済組合の事業に関連する医療・介護などの社会保険制度及び疾病予防等の公衆衛生等の社会保障制度全般について、見識を深めてもらうことを目的として地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）と共催で開催した。

○日 時：令和7年11月12日（水）

○開催方式：Web方式（ライブ動画配信）

○講演内容

### ・第1部《連合会、協議会共催》

講 師：宮本 貴章 氏（総務省自治行政局公務員部福利課長）

演 題：「地方公務員の共済制度をめぐる諸課題」

### ・第2部《連合会、協議会共催》

講 師：高橋 俊之 氏（株式会社日本総合研究所 特任研究員）

演 題：「年金制度と年金制度改正について」

### ・第3部《協議会主催、連合会後援》

講 師：下園 壮太 氏（メンタルレスキュー協会 理事長）

演 題：「メンタルヘルスの失敗が企業の存続にかかわる時代」

○参 加 者：約160名

## ③ 事業年報の作成及び公表

共済組合の給付及び事業に関する統計資料として「地方公務員共済組合等事業年報」の令和6年度版を作成し、ホームページにおいて公表した。

## ④ ホームページによる事業情報の提供

事業、財務等に関する資料等及び各共済組合向けに特定健診関係の契約書ほか各種情報について、ホームページによる情報の提供を行った。

## (5) 年金試算電子交付サービス提供事業

「地共済年金情報 Web サイト」（ホームページ）を通じた組合員等への年金記録の情報提供は令和6年度末をもって終了し、令和7年度から「e-私書箱」（野村総合研究所が提供するマイナポータルと連携する民間送達サービス）による年金記録情報提供サービスを利用する形態に移行された。

当協議会では、令和6年度末に野村総合研究所とのe-私書箱サービス利用のための契約（契約期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）等の契約締結を行っている。令和7年度においては、当該契約に関する組合との連絡調整等を行った。

令和7年度 e-私書箱 年金試算（年金記録）電子交付の件数

|                   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月 | 11月 | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 計      |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 地方職員共済組合（地方共済事務局） | 163   | 271   | 203   | 338   | 153   | 163   | 169 | 183 | 163   | 227   | 216   | 343   | 2,592  |
| 地方職員共済組合（団体共済部）   | 4     | 12    | 3     | 4     | 6     | 3     | 9   | 7   | 5     | 13    | 11    | 6     | 83     |
| 公立学校共済組合          | 378   | 339   | 264   | 434   | 496   | 236   | 234 | 180 | 245   | 371   | 443   | 536   | 4,156  |
| 警察共済組合            | 311   | 166   | 141   | 260   | 222   | 120   | 126 | 77  | 341   | 220   | 175   | 143   | 2,302  |
| 東京都職員共済組合         | 46    | 62    | 119   | 48    | 95    | 60    | 57  | 61  | 65    | 80    | 72    | 60    | 825    |
| 全国市町村職員共済組合連合会    | 272   | 255   | 493   | 428   | 345   | 505   | 374 | 351 | 292   | 498   | 471   | 602   | 4,886  |
| 計                 | 1,174 | 1,105 | 1,223 | 1,512 | 1,317 | 1,087 | 969 | 859 | 1,111 | 1,409 | 1,388 | 1,690 | 14,844 |

### 3 理事会・総会の開催状況

開催状況は、次のとおりである。

| No | 年月日        | 会議種別             | 議案等                                                                                                                    |
|----|------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | R7. 4. 11  | 理事会<br>(みなし決議)   | 議案第1号「役員の選任（案）について」<br>議案第2号「臨時総会の招集の決定について」                                                                           |
| 2  | R7. 4. 21  | 臨時総会<br>(みなし決議)  | 議案 「役員の選任（案）について」                                                                                                      |
| 3  | R7. 6. 12  | 理事会              | 議案第1号「令和6年度事業報告及び決算（案）について」<br>議案第2号「役員の選任（案）について」<br>議案第3号「定時総会の招集の決定について」<br>報告事項 「定款第22条第3項に基づき会長が行う職務執行状況の報告について」  |
| 4  | R7. 6. 26  | 定時総会             | 議案第1号「令和6年度事業報告及び決算（案）について」<br>議案第2号「役員の選任（案）について」                                                                     |
| 5  | R7. 6. 26  | 臨時理事会<br>(みなし決議) | 議案 「会長の選定について」                                                                                                         |
| 6  | R7. 11. 20 | 臨時理事会<br>(みなし決議) | 議案第1号「役員の選任（案）について」<br>議案第2号「臨時総会の招集の決定について」                                                                           |
| 7  | R7. 12. 5  | 臨時理事会<br>(みなし決議) | 議案第1号「役員の選任（案）について」<br>議案第2号「臨時総会の招集の決定について」                                                                           |
| 8  | R7. 12. 17 | 臨時総会<br>(みなし決議)  | 議案 「役員の選任（案）について」                                                                                                      |
| 9  | R8. 3. 13  | 理事会              | 議案第1号「令和8年度事業計画及び予算（案）について」<br>議案第2号「賛助会員の新規入会について」<br>議案第3号「臨時総会の招集の決定について」<br>報告事項 「定款第22条第3項に基づき会長が行う職務執行状況の報告について」 |
| 10 | R8. 3. 26  | 臨時総会<br>(みなし決議)  | 議案 「令和8年度事業計画及び予算（案）について」                                                                                              |

## III 今後の課題

### 1 特定健診・保健指導関係

第47回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（令和8年3月25日開催）において、令和9年度以降の後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直しが示された。加算については、到達すべき基準を明確にするため、実施率の絶対値のみを基準とすること、実施率に配慮した加算率となるよう、現在の5段階から簡素化した設定とし、「著しく低い保険者」に対し、最大加算率である10%を適用すること等とされた。減算については、令和9年度の導入に向けて総合評価指標の項目追加を行うとともに、配点の見直し・比重変更を実施する見直し方針等が示された。

協議会としても、引き続き、検討会等を通じた検討状況の情報収集を行い、各共済組合に情報提供を行っていくこととする。

※参考：第4期後半（2027～2029年度）の加算基準（見直し案）

（厚生労働省 HP（第47回保険者による健診・保健指導等に関する検討会 資料1）

《第4期後半（2027～2029年度）の加算基準（見直し案）》（※）…加算除外要件4（P14「見直し案」参照）を満たしている場合には加算を適用しない。

| 特定健診 | 実施率                         |                  |                       | 加算率             | 特定保健指導 | 実施率          |                  | 加算率       | 実施率                   |             | 加算率       |
|------|-----------------------------|------------------|-----------------------|-----------------|--------|--------------|------------------|-----------|-----------------------|-------------|-----------|
|      | 単一健保                        | 共済組合<br>(私学共済除く) | 総合健保・私学共済<br>全国土木建築国保 | 見直し案            |        | 単一健保         | 共済組合<br>(私学共済除く) | 見直し案      | 総合健保・私学共済<br>全国土木建築国保 | 見直し案        |           |
|      | 50%未満                       |                  |                       | 10%             |        | 2.5%未満       |                  | 10%       | 2.5%未満                |             | 10%       |
|      | 50%以上～60%未満                 |                  |                       | 5%              |        | 2.5%以上～5%未満  |                  | 10%       | 2.5%以上～5%未満           |             | 1%<br>(※) |
|      | 60%以上～70%未満 (全保険者目標<br>値未満) |                  |                       | 1% (※)<br>総合等のみ |        | 5%以上～7.5%未満  |                  |           | 5%<br>(※)             | 5%以上～7.5%未満 |           |
|      | 70%以上                       |                  |                       | —               |        | 7.5%以上～10%未満 |                  | 5%<br>(※) | 7.5%以上～10%未満          |             | —         |
|      |                             |                  |                       |                 |        | 10%以上～15%未満  |                  | 1%<br>(※) | 10%以上～15%未満           |             | —         |
|      |                             |                  |                       | 15%以上～20%未満     |        | 1%<br>(※)    | 15%以上～20%未満      |           | —                     |             |           |
|      |                             |                  |                       | 20%以上           |        | —            | 20%以上            |           | —                     |             |           |

## 2 年金試算電子交付サービス提供事業

令和7年度から開始された年金試算電子交付サービスについて、その運用が円滑、かつ、適切に行われていくか、引き続き、注視していくとともに、当該事業に必要な措置等がある場合には、各共済組合と連携する。

## 3 医療保険制度改正法について

社会保険審議会医療保険部会における検討等を踏まえて、健康保険法等の一部を改正する法律案が第221回国会（令和8年特別会）に提出され、令和8年5月29日に成立した。

この法律などによる医療保険制度改革では、持続可能な医療保険制度の実現に向けて、必要な保険給付等の適切な実施と世代間や世代内での負担の公平性の確保を図るため、一部保険外療養の創設、後期高齢者医療における金融所得の保険料等への勘案、出産に係る給付体系の見直し等の措置を講ずることとされている。共済制度への影響が大きいと考えられる内容が含まれていることから、協議会としても今後の医療保険制度改革について注視していくこととする。

## 4 柔道整復療養費受領委任に係るシステム改修に向けた検討

柔道整復療養費の受領委任に係る登録情報の管理については、データベース管理ソフト（Microsoft Access）をベースとした独自システムを使用しているが、システム自体が老朽化しているため、今後、システム改修を実施する必要がある。令和9年度以降に改修等に着手できるよう、システムの今後の在り方について検討を進めることとする。

## IV 事業報告の附属明細書

令和7年度の事業報告において、一般社団法人地方公務員共済組合協議会定款第35条第1項第2号に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」については、該当するものがない。